

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定によつて、東広島都市計画道路三・三・二〇号中島杵原線を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定によつて、都市計画の案を縦覧に供する。

なお、この都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに広島県に意見書を提出することができる。

令和二年七月二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 都市計画の種類及び名称

東広島都市計画道路三・三・二〇号中島杵原線

二 都市計画を変更する土地の区域

東広島市高屋町中島、高屋町杵原

三 都市計画の案の縦覧場所

広島県土木建築局都市計画課、東広島市都市部都市計画課

四 縦覧期間

令和二年七月二日から令和二年七月十六日まで